

長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会 設置要綱

(目的)

第1 2050 ゼロカーボンの実現に向けて、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図るための条例を制定するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(調査・検討事項)

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例の在り方に関すること
- (2) その他必要と認められること

(組織)

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めたときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(1) 長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

(報告)

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

(事務局)

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。